

裁 決 書

7ま税発第151号

審査請求人
住 所 ○○○○
氏 名 ○○ ○○

処分庁 まんのう町長 栗田 隆義

上記審査請求人から令和7年7月1日付けで提起された、まんのう町情報公開条例（以下「条例」という。）第11条第1項の規定による行政文書の非公開決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求は、これを棄却する。

第1 事案の概要

- 1 審査請求人は、令和7年5月16日、条例第5条の規定に基づき、まんのう町長に対し、以下の行政文書の公開請求を行った。
 - (1) 令和7年度固定資産税（土地・家屋）の課税地目を判断するにあたって各課税地目である定義が記載された文書
 - (2) 令和7年度固定資産税（土地・家屋）の課税に当たって起案された決裁文書のうち、課税地目の定義が記載されている参考文書
 - (3) 課税地目を判断するに当たって参照した国の通知文書
- 2 町長は、本件公開請求のうち（3）に対応する文書として「固定資産評価基準」（自治省告示第158号）を特定し、令和7年5月26日、本件文書が条例第2条2に規定する行政文書にはあたらないとし、本件処分を行い、その旨を審査請求人に対し、非公開決定通知書（令和7年5月26日付け7ま税発第〇〇号）によって通知した。併せて同27日、当文書が総務省ホームページにて閲覧可能である旨を電話で伝えた。
- 3 審査請求人は、令和7年7月1日、町長に対し、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定に基づき審査請求を行った。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は本件処分の取消しを求め、以下の通り主張している。

本件処分は、条例第2条第2項及び第7条第6号の解釈を誤ったものである。

条例第2条第2項において、実施機関の職員が職務上取得した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関において保有しているものは「行政文書」とすると定義されている。同項は取得元がどのような者であるかによって行政文書に該当するかしないかの峻別をしていない。よって、町の職員が職務上取得した文書は、国から取得した通知文書であっても「行政文書」に該当すると考えられる。

さらに、条例第7条第6号において、国が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、同号ア～オに掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに限って、例外的に非公開情報とされている。すなわち、国が行う事務又は事業に関する情報を一律に非公開情報とすることが想定されているわけではなく、非公開情報とされるものは、国から取得した通知文書であっても、そのうち同号ア～オに該当するものに限定されていると考えられる。

これらのことから、本件処分を受けた文書は、条例第2条第2項の「行政文書」に該当し、かつ、条例第7条第6号の非公開情報に該当しないことから、国の通知文書であるとの理由一点のみをもって行政文書該当性を否定し、非公開決定処分をすることはできない。（なお、条例第7条第1号～第5号のいずれの非公開情報にも該当しない。）

2 処分庁の主張

処分庁は、本件審査請求の棄却を求め、以下の通り主張している。

(1) 審査請求人の主張に、「同条例第2条第2項において、実施機関の職員が実務上取得した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関において保有しているものは「行政文書」とすると定義されている。同項は取得元がどのような者であるかによって行政文書に該当するかしないかの峻別をしていない。よって町の職員が職務上取得した文書は、国から取得した通知文書であっても「行政文書」に該当すると考えられる」とあるが、同項ただし書において「ただし、当該実施機関において、一般に安易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧に供されているものを除く。」とされている。この点において、当文書（固定資産評価基準）は

- ・現に国が「固定資産評価基準」をホームページに掲載しており、まんのう町内から何人も容易に閲覧できること
 - ・「固定資産評価基準」は、元々まんのう町の作成にかかる文書ではなく、まんのう町が提供しなければ入手し難い情報ですらないこと
- から考量し、「一般に安易に入手することができる」に該当する書面であると判断し「行政文書」にあたらないとしたことに違法または不当な点はない。

(2) 審査請求人の主張に、「本件処分は、同条例第2条第2項及び第7条第6号の解釈

を誤ったものである」とあるが、先述（1）において当文書は「行政文書」にあたらないとしており、同様に第7条第6号に規定する「行政文書」にも該当しないものであることから、この点においても違法または不当な点はない。

第3 裁決の理由

1 情報公開審査会の判断

（1）本件審査請求について

審査請求人が開示を求めた本件対象行政情報は、令和7年5月16日に公開請求を行った「①令和7年度固定資産税（土地・家屋）の課税地目を判断するに当たって各課税地目である定義が記載された文書」、「②令和7年度固定資産税（土地・家屋）の課税に当たって起案された決裁文書のうち、課税地目の定義が記載されている参考文書」、「③課税地目を判断するに当たって参照した国の通知文書」である。

実施機関は、①と②に対応する文書については存在であり、③に対応する文書については「固定資産評価基準」を特定したが、これは、条例第2条第2項に規定する行政文書にはあたらないことから、非公開を決定する本件処分を行った。

審査請求人は、③に対応する文書である「固定資産評価基準」を非公開とすることについて、本件処分の取り消しを求め、本件審査請求を行ったものである。

（2）本件処分の当否について

①実施機関が、本件処分の理由にあげる条例第2条第2項ただし書の趣旨は、一般に容易に入手又は利用が可能なものについては、情報公開制度の対象とする必要がない点にある。仮にそのような文書を対象とした場合、情報公開制度が図書館代わりに利用されるなど、本来の制度の趣旨に合致しない利用が見込まれ、行政機関に過剰な事務負担を強いることが懸念される。そのため、このような文書を情報公開制度の対象から除外することを目的としていると解される。

②「固定資産評価基準」は、総務省のホームページに掲載されており、何人も容易に閲覧できるものであり、町が提供しなければ入手し難い情報ですらない。また、実施機関が、総務省のホームページにて閲覧可能である旨を審査請求人に電話で伝えており、審査請求人が既に閲読した旨を述べていることから、非公開決定とした場合にも審査請求人の不利益が皆無か、極めて微小である。これらのことから、「固定資産評価基準」が、「一般に安易に入手することができるもの」に該当するとして、条例第2条第2項ただし書に該当するとして非公開とした実施機関の判断は妥当である。

第4 結論

情報公開審査会の判断と同様の理由により、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文の通り裁決する。

令和7年9月17日

まんのう町長 栗田 隆義